

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 養老町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,476	1,710	279	6,465

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,375	9,316	1,059	443	83	7,874	基金繰入 40
住宅新築資金等貸付特別会計	106	44	62	62	0	173	
一般会計等	10,481	9,360	1,121	505		8,047	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
上水道事業特別会計	389	272	118	342	42	856	109	法適用
簡易水道特別会計	18	14	5	5	0	3	1	
公共下水道事業特別会計	441	427	14	14	212	3,449	2,983	
農業集落排水事業特別会計	31	31	1	1	23	262	189	
食肉事業センター特別会計	211	186	25	25	10	233	13	
介護サービス事業特別会計	10	7	3	3	3	-	-	
国民健康保険特別会計	3,198	3,040	158	158	197	-	-	
老人保健特別会計	333	320	13	13	30	-	-	
介護保険事業特別会計	1,923	1,684	239	239	258	-	-	
後期高齢者医療特別会計	237	231	6	6	68	-	-	
公営企業会計等 計				806		4,803	3,295	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
南濃衛生施設利用事務組合	3,855	3,686	168	168	195	4,705	1,553	基金繰入195
西南濃老人福祉施設事務組合	148	107	41	41	-	-	-	
西南濃粗大廃棄物処理組合	782	681	101	101	-	589	45	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	420	397	23	23	-	-	-	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	161,139	155,554	5,585	5,580	-	-	-	
岐阜県市町村会館組合	75	71	3	3	-	-	-	
岐阜県市町村職員退職手当組合	11,738	11,624	114	114	2,690	-	-	基金繰入2,690
一部事務組合等 計				6,030		5,294	1,598	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務残高 に係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
養老町土地開発公社	0	90	5	-	-	-	-	-	
(財)養老町体育連盟	0	120	119	12	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			124	12	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	784	837	53
減債基金	142	118	24
その他充当可能基金	852	882	30
充当可能基金 計	1,778	1,837	59

(注) 充当可能基金とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.24	7.81	0.43	14.24	20.00	上水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	14.78	20.26	5.48	19.24	40.00	簡易水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	5.8	6.8	1.0	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	81.9	62.6	19.3	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.64	0.66	0.02			食肉事業センター特別会計	-	-	-
経常収支比率	78.2	78.5	0.3						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。